

公 示

下記農地は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 33 条第 2 項の規定において準用する同法第 32 条第 3 項の規定にも基づき公示する。

令和 4 年 5 月 3 0 日

洲本市農業委員会会長 齋藤 文拓



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当 条項等	農地の所有者 等の情報
洲本市宇原字釋迦ケ内 1058 番 3	田	110			
洲本市宇原字奥ノ土井 1059 番 1	田	281	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 大松敏典
洲本市宇原字奥ノ土井 1059 番 2	田	4.69			

農地法第 32 条第 1 項第 1 号:現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されていると見込まれる土地

農地法第 32 条第 1 項第 2 号:その農地上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比べて著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第 1 項:耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び農地法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 33 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 6 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に該当農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人の場合、その名称・主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して 6 か月以内に所有者等から申し出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。